# 自治会行政区に加入しましょう

あたり前のように思っている私たちの生活の中のさまざ まなことを、自治会や行政区が支えています。

『遠くの親戚より近くの他人』…「いざ」というときには、 お隣さんや近所の人たちが一番頼りになるものです。私た ちの地域をより明るく住みよくするために、みんなで力を 合わせましょう。

圖企画課企画財政係 【☎028(677)6012】

# 自治会・行政区とは

# ①住みよい地域を築く場です

地域をつくる主人公は住民の皆さんです。地域をより良いものにしていくためには、住んでいる人同士が地域のこれからを考え、お互いに協力していくことが大切です。

自治会や行政区は、より住みよい地域を築いていくことを大きな目的として組織されていて、さまざまな活動をしています。

# ②地域住民の親睦と連帯の場です

自治会や行政区は、人びとのふれあいや話し 合いの場です。お互いが協力してさまざまな活 動に参加し、自分にできることや得意なことを通 じて、楽しさや心のふれあいを発見する場です。

# ③地域課題の発見と解決の場です

地域には、さまざまな課題があります。例えば、ごみの収集、交通安全、防犯・防災、青少年の非行防止、高齢者の生きがいづくり、道路・公園などの生活環境整備などです。このような問題は、個人や家庭だけで解決することは難しく、地域の住民が力を合わせなければできないものが多くあります。

自治会・行政区は、それぞれの要望や意見を 収集して、それについて十分話し合い、利害を 調整し、地域全体の共通課題としてまとめあげ て、一つずつ解決していく場です。

> お問い合わせは各自治会長(右表参照) または企画課企画財政係へ

# 芳賀町自治会連合会とは

各自治会は、相互の親睦と連絡調整を図り、 町の発展と住民福祉の増進に努めることを目 的に「芳賀町自治会連合会」を組織していま す。地域をより住みよくしていくため、町政 に対する地域の要望を伝える行政と地域のパ イプ役として、積極的に活動しています。ま た、毎月定例会を開き、情報の共有化を図っ ています。

# 平成25年度の自治会長

自治会名	会長名	電話番号
祖母井	直井 功	677-0130
稲毛田	岩村 誠	677-1105
上延生	関本 一雄	677-4068
下延生	○赤澤 和男	678-0331
与 能	押久保光雄	678-1188
下高根沢(北部)	岡田 義之	677-0458
" (中部)	尾嶋武	677-1172
"(南部)	菅又 俊	677-2483
芳志戸	岡田 年弘	677-2242
八ツ木	宮田 朝男	677-0867
上給	○鈴木 秀幸	677-1006
東水沼	石下 光男	678-0819
西水沼	柳沢 三壽	678-1033
東高橋	塩澤 昭彦	678-1613
西高橋	◎髙橋 一彦	678-0906

※◎連合会会長 ○連合会副会長 ※下高根沢自治会は、北部の会長が3自治会

の代表として連合会に参加しています。

# 地域みんなで、子育てを応援しよう

# ファミリーサポート事業

10月から 事業開始!

圖こども育成課児童保育係 【☎028(677)6024】

ファミリーサポート事業は、子どもの保護者が「おねがい会員」として、子育てのお手伝いをしたい人が「まかせて会員」として登録し、町がその橋渡し役となって会員同士が地域の中で子どもの世話を、一時的に有料で相互に援助しあうものです。

# ■ 援助できる内容

- ①買い物などリフレッシュや、学校行事に出かける時の預かり
- ②保護者の病気や、冠婚葬祭などの急用時の預かり
- ③保育施設や習い事への送迎
- ④保育施設の時間外や休日、学校の放課後の預かり
- ⑤そのほか、育児に関して必要な援助

# ■ お子さんの預かり場所

おねがい会員の自宅・まかせて会員の自宅・子育て支援センターおよび子育てひろば(開設時間内) ※宿泊は行いません。

援助活動の万一事故に備え、会員全員がファミリーサポートセンター補償保険に一括加入しま すので、安心してご利用いただけます(保険料は町が負担します)。

# 1 利用料金

月曜日から金曜日までの午前7時から午後7時まで……1時間あたり600円上記以外の時間、土曜日、日曜日、祝日および年末年始……1時間あたり700円※そのほか、交通費や食事・おやつなどは、おねがい会員の実費負担となります。

## ■ 会員になるには

会員登録の受付は、こども育成課で行います。

◆おねがい会員(育児の手助けをしてほしい人)

【対 象】町内在住または在勤で、生後6か月~小学6年生までの児童の保護者

【持参物】お子さんの写真 (3×2.5cm) 1枚

◆まかせて会員(育児のお手伝いをしたい人)

【対 象】町内在住または在勤の、心身ともに健康で積極的に支援活動を行うことができる 20歳以上の人

【持参物】印鑑、資格を持っている人は証明できるもの (例:保育士、看護師)

### ◆どっちも会員

【対 象】急用の時は子どもを預かってほしいけれど、時間がある時に子どもを預かることが できる人

# まかせて会員育成研修 ~あなたもまかせて会員になりませんか~



まかせて会員になるためには、研修を受けていただく必要があります。 詳細は、広報はが7月号をご覧になるか、こども育成課にお問い合わせください。 【日 程】

8月22日 (木) 9:20~12:00、13:30~15:30 町民会館研修室 子どもの発育と病気、小児看護、家族支援、子どもの心の発達 9月5日 (木) 9:40~11:40、13:30~16:00 総合情報館多目的室 幼児期の発達の特性と遊び、子どもの栄養と食生活、子どもの世話